

済生会小田指定短期入所生活介護事業所緑風荘 重要事項説明書

当施設は、介護保険法第 41 条第 1 項の規定に基づいた指定短期入所生活介護事業所です。

介護保険指定事業所番号	3873400158
指 定 年 月 日	平成 12 年 3 月 17 日
サ ー ビ ス 種 類	短期入所生活介護

【事業所の目的】

社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会が開設する指定短期入所生活介護事業所緑風荘は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

【施設の名称及び所在地等】

名 称	指定短期入所生活介護事業所緑風荘（特別養護老人ホーム緑風荘併設）
所 在 地	愛媛県喜多郡内子町小田 149 番地 1
電話番号	(0892) 52-3101
施 設 長	曾根岡伸也

【本体施設との関係】

この事業所は、老人福祉法第 20 条の 5 の規定により、支部が設置運営する特別養護老人ホーム緑風荘（以下「本体施設」という。）が、指定居宅サービス等の事業に人員、設備及び運営に関する基準の規定による、本体施設の入所者に利用されていない居室を利用して行う指定短期入所生活介護事業、及び、併設事業所として一体的に行う指定短期入所生活介護事業所とするものとする。

【運営基本方針】

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

【サービスの提供と援助】

- (1) 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスの提供を行うものとする。
- (2) 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携によりサービスの提供の開始前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

【居室の概要と利用定員】

1 人部屋・・・1 室 2 人部屋・・・2 室 1 日当たりの利用定員：5 名

【主な職種の勤務体制】《本体施設の職員が兼務》

- 〔医 師〕 内科（嘱託 1 名）毎週金曜日 13:00～16:00 のうち 2 時間
精神科（嘱託 1 名）隔週金曜日 13:00～14:30
- 〔介護職員〕 介護福祉士 12 名、介護職員 2 名（内：非常勤 1 名）、介助員 1 名、介護支援専門員 1 名
標準的な時間帯における平均配置人数
早朝・・・3 名 日中・・・5 名 夜間・・・2 名
- 〔看護職員〕 看護師 3 名（内：非常勤 1 名）
標準的な時間帯における平均配置人員
日中・・・2 名
- 〔機能訓練指導員〕 看護師 1 名

【提供拒否の禁止】

事業所は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

【サービス提供困難時の対応】

事業所は、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定短期入所生活介護事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

【要介護認定等の申請に係る援助】

(1) 事業所は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認める時は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

【心身状況等の把握】

事業所は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

【居宅サービス計画に沿ったサービスの提供】

事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供するものとする。

【当事業所が提供するサービスと利用料金】

(1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス

① 栄養管理サービス

○栄養士の立てる献立表により、栄養並びに身体状況及び嗜好に配慮した食事を提供するものとする。

○医師の食事箋がある場合は、糖尿病などの特別食を提供するものとする。

食事時間 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

② 入浴サービス

○入浴又は清拭を週 2 回行う。又、身体状況に応じて機械浴槽等を使用して入浴するものとする。

③ 排泄サービス

○排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行うものとする。

④ 機能訓練サービス

○機能訓練指導員が、心身の状況に応じた機能回復訓練を実施するものとする。

⑤ 健康医療サービス

○医師や看護職員が健康管理を行うものとする。

⑥ 送迎サービス

○心身状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる場合は、送迎を行うものとする。

⑦ その他自立への支援サービス

○寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮するものとする。

○生活のリズムを考え、毎日、朝夕の着替えを行うように援助するものとする。

○清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助するものとする。

指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理サービスである時は、その1～3割の額とする。

●併設型短期入所生活介護費（1日につき）

	従来型個室	多床室
要介護1	603 単位	603 単位
要介護2	672 単位	672 単位
要介護3	745 単位	745 単位
要介護4	815 単位	815 単位
要介護5	884 単位	884 単位

●サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1日 18 単位

●送迎加算 1日 184 単位

●生産性向上推進体制加算Ⅱ 1月 10 単位

●療養食加算 1回 8 単位

●介護職員処遇改善加算(Ⅰ) サービス提供単位数の1000分の140に相当する単位数

●緊急短期入所受入加算 1日 90 単位 ※7日～14日を限度とする。

(2) その他の費用の額

●短期生活食費 1日 1,600 円

(朝食：440 円 昼食：580 円 夕食：580 円)

●短期生活滞在費 (従来型個室) 1日 1,231 円

(多床室) 1日 915 円

※「食費」・「居住費」について負担限度額認定を受けている場合には、その負担限度額が上限となる。

○理容サービス 1回 1,600 円

○喫茶の日 1回 300 円

○おやつの日 1回 100 円

○インフルエンザワクチン接種料 実費

○特別行事サービス 各行事／1,000 円程度 (新緑祭・敬老会・クリスマス会)

- 日用品提供サービス 1日 100円
- 送迎サービス（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）
(1kmにつき)普通車：50円 軽自動車：30円
- おやつ代(スポーツドリンク・ゼリー・菓子など) 1日 50円
- その他、利用者が選定する特別なもの 実費

【通常の送迎の実施地域】

事業所の通常の送迎実施地域は、内子町全域とする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

- (1) 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。
 - ① 火気の取扱いに注意するとともに、所定の場所以外で喫煙しないこと。
 - ② 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
 - ③ 喧嘩、口論又は暴力行為等、他の者の迷惑になることをしないこと。
- (2) 施設長は利用者が次の各号に該当すると認めた時は、当該利用者の市町に対し、所定の手続きにより、サービスの提供の中止等の措置を行うものとする。
 - ① 事業所の秩序を乱す行為をした者
 - ② 故意にこの規定等に違反した者

【緊急時における対応】

事業所の職員等は、サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は、本体施設の協力医療機関及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

【事故発生時の対応】

- (1) 事業所は、事業所のサービスの提供により事故等が発生した場合は、速やかに利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は、事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

【安全対策の対応】

安全対策に係る外部研修を受けた担当者を配置し、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設マネジメントの内容等を、事故対策委員会で共有し、安全管理体制をより一層高めていくものとする。

【身体拘束時の対応】

- (1) 施設はサービスの提供に当たっては、当該利用者又はその他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なってはならないものとする。しかし緊急やむを得ない場合（身体及び生命に危険があると判断した場合）は、本人または家族に状況説明後、同意書を作成し、後の経過を記録し身体拘束解除、廃止に向けての対策を立てるものとする。
- (2) 施設の職員は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

【虐待防止時の対応】

- (1) 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講ずるものとする。
- (2) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、施設の職員に周知徹底を図るものとする。
- (3) 施設における虐待防止のための指針を整備するものとする。
- (4) 施設において、施設の職員等に対し虐待防止のための堅守を定期的（年1回以上）実施する。
- (5) 虐待防止のための担当者を配置するものとする。

【業務継続計画の策定】

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 施設の職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- (3) 施設は、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【非常災害対策】

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

【衛生管理等】

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【苦情処理】

事業所は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

【秘密保持等】

- (1) 施設職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- (3) 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を予め文書により得るものとする。

【福祉サービス第三者評価の受審】

福祉サービス第三者評価を受診することを推奨されているが、現状として当施設では受審していない。

令和7年4月1日時点